

令和6年度_集団指導	資料 2
令和7年3月28日(金)	

電子申請届出システム導入について

隠岐広域連合 介護保険課

電子申請届出システムの目的・背景

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」を進めてきました。その「ウェブ入力・電子申請」について、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」が令和4年11月から運用開始されています。

介護分野の文書に係る主な負担軽減策				
	指定申請	報酬請求	実地指導等	
簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。 （並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。）	簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ● 様式、添付書類そのものの簡素化 ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 ・平面図、設備、備品等 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算/特定処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 ● 実地指導等の時期の取扱い 	<凡例> R元年度の取組 1～2年以内の取組 (R2年～R3年度) 3年以内の取組 (R4年度まで)
	標準化 <ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 		<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化 	<<取組を徹底するための方策>> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各取組の周知徹底（特に小規模事業者） ■ 国・都道府県から市区町村への支援 ■ 事業所におけるICT化の推進 ■ 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他
	ICT等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPIにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 ・画面上での文書確認 	

隠岐広域連合における運用開始について

介護サービス事業所における文書負担軽減を目的に、介護サービス事業所に係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出は、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を使用する旨が規定され、経過措置である令和 8 年 3 月 31 日までに全ての地方公共団体において、電子申請・届出システムの利用を開始することが法令上求められています。

隠岐広域連合では、令和 7 年 3 月 1 日から「電子申請・届出システム」による受付を開始しています。

受付開始以降は、原則「電子申請・届出システム」による申請としますが、やむを得ない場合には、メールによる提出又は郵送や窓口持参等の提出も可能です。

電子申請届出システムによる申請・届出のメリット

電子申請届出システムを通じたオンラインによる申請・届出には、以下のメリットがあります。

- 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます。
- 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができます。
- 添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます。
- 申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能です。

電子申請届出システム上で隠岐広域連合が受付可能な申請・届出について

- ・新規指定申請（事前に隠岐広域連合までご相談ください）
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・廃止・休止届出
- ・再開届出
- ・指定辞退届出
- ・加算に関する届出

電子申請・届出システム利用にあたっての事前準備

G Biz ID の取得

「電子申請届出システム」のログインには G Biz ID を利用します。G Biz ID を持っていない法人等は、G Biz ID を取得する必要があります。「電子申請届出システム」で利用できる G Biz ID のアカウント種類は、「gBizID プライム」と「gBizID メンバー」です。（「G Biz ID エントリー」はご利用頂けません。）G Biz ID の取得には、2 週間から 1 ヶ月ほどかかりますのでお早めにご対応ください。

G Biz ID のアカウント作成画面

The screenshot shows the gBizID website's account creation interface. At the top, there are navigation links for 'ホーム', 'マニュアル', 'ヘルプ', 'リクエスト', and 'ログイン'. The main heading is 'gBizIDへようこそ。' followed by a sub-heading 'G Biz ID で、行政サービスへのログインをラクにする。' and a description: 'G Biz ID は、1 つの ID ・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。' Below this, there are two main sections: 'G Biz ID を使い始める' and '委任申請'. Under 'G Biz ID を使い始める', there are two buttons: 'gBizIDの登録' and 'gBizIDプライム作成'. Under '委任申請', there are two buttons: 'gBizIDエントリー作成' and 'gBizIDプライム作成'. Three callout boxes provide additional information: 1. A box pointing to the 'ログイン' link says 'アカウント情報を変更する場合はこちら ※登録情報が確認できます。' 2. A box pointing to the '委任申請' section says '電子申請業務の委任を受けたい場合、委任を行いたい場合はこちら' 3. A box pointing to the 'gBizIDプライム作成' button says 'gBizIDプライムを作成する場合はこちら' 4. A box pointing to the 'gBizIDエントリー作成' button says 'gBizIDエントリーを作成する場合はこちら ※gBizIDエントリー作成後に、gBizIDプライムに変更することもできます。'

アカウント情報を変更する場合はこちら
※登録情報が確認できます。

電子申請業務の委任を受けたい場合、委任を行いたい場合はこちら

gBizIDプライムを作成する場合はこちら

gBizIDエントリーを作成する場合はこちら
※gBizIDエントリー作成後に、gBizIDプライムに変更することもできます。

登記情報提供について

指定申請時や、登記事項証明書に記載の内容に変更があった場合は、登記事項証明書の提出が必要です。「電子申請届出システム」においては、登記事項証明書の提出が出来ないため、以下の対応をお願いいたします。

1. 郵送または持参
2. 登記情報提供サービス（法務省）※を利用し、登記事項証明書の原本の写しを PDF データにて「電子申請届出システム」に添付

※登記情報提供サービスとは・・・

- ・登記所が所有する登記情報をインターネットを利用してオンラインで確認できる **有料サービス**です。
- ・「登記情報提供サービス」を利用する場合は、登録が必要となります。詳細については、登記情報サービスのホームページをご確認ください。

ログイン画面及び操作マニュアルについて

「電子申請届出システム」のログインには以下の URL から利用できます。

電子申請届出システムログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請届出システム

[▶ お問い合わせ先](#) [▶ ヘルプ](#) [▶ ご利用条件](#) [▶ 専用窓口](#)

G.bizIDでログインする

 G.bizIDでログインする

 G.bizIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

[このページのトップへ](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

「電子申請届出システム」の操作方法については、「電子申請届出システム」にログインし、画面上「ヘルプ」より「操作マニュアル」を参照ください。

電子申請届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ユーザ情報](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#) [ログアウト](#)

[メニュー](#) > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 申請先選択

申請先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

居宅施設 地域密着型 基準該当 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県

3. 申請先選択

申請先

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる申請サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存

次へ

メニューへ

[このページのトップへ](#)

電子申請届出システム利用にあたっての注意事項

申請内容の審査を行い、差戻し（不受理）となる場合があります。電子申請届出システムへログインし、「申請届出状況確認」画面より申請状況の定期的な確認をお願いいたします。また、システムメンテナンス等のため、電子申請届出システムが利用できない場合がありますのでご注意ください。

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. [申請届出状況確認](#)

申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. [新規指定申請](#)

新規指定申請を行う機能

2. [変更届出](#)

1. [介護保険事業の変更届出](#)

介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2. [法人情報に係る一括変更届出](#)

複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能

3. [更新申請](#)

更新申請を行う機能

4. その他

1. [再開届出](#)

2. [廃止・休止届出](#)

3. [指定辞退届出](#)

4. [指定を不要とする旨の届出](#) ※

5. [介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請](#) ※

6. [介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請](#) ※

7. [介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請](#) ※

8. [介護予防支援委託の届出](#) ※

※ 4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. [加算に関する届出](#)

加算に関する届出を行う機能

6. [他法制度に基づく申請届出](#)

介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け） 説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。。

ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴ください
なお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26